

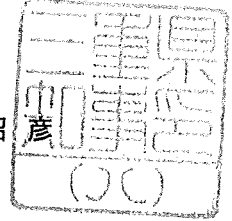
保安林内間伐計画の適合通知書

尾農環第8664号

平成21年4月30日

三井物産フォレスト株式会社
本州事業部 長島山林事務所長 様

三重県知事 野呂 昭彦



平成21年4月14日付けで提出のありました保安林内間伐届出書に記載された間伐計画は、当該保安林に係る指定施業要件に適合すると認められるので通知します。

伐採箇所の所在					間伐箇所 面積(ha)	間伐 方法	間伐齢	間伐 樹種	間伐期間
市・郡	町・村	大字	字	地番					
北牟婁郡	紀北町	紀伊長島区島原	南又	1911-1	1.94	単木	38	ヒノキ	H21.5.7~ H22.3.31
北牟婁郡	紀北町	紀伊長島区島原	南又	1911-1	3.72	単木	22	ヒノキ	H21.5.7~ H22.3.31
北牟婁郡	紀北町	紀伊長島区島原	南又	1911-1	5.73	単木	28	ヒノキ	H21.5.7~ H22.3.31
北牟婁郡	紀北町	紀伊長島区島原	南又	1911-1	0.70	単木	28	ヒノキ	H21.5.7~ H22.3.31
北牟婁郡	紀北町	紀伊長島区島原	南又	1911-1	2.03	単木	26	ヒノキ	H21.5.7~ H22.3.31
北牟婁郡	紀北町	紀伊長島区島原	南又	1911-1	5.87	単木	53	スギ・ヒノキ	H21.5.7~ H22.3.31

事務担当 尾鷲農林水産商工環境事務所
森林・林業室 森林保全課 津田 修
TEL 0597-23-3502 FAX 0597-23-0841

保安林（保安施設地区）内間伐届出書

平成 21 年 4 月 14 日

三重県知事 殿

住 所 北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島 2664-53
三井物産フォレスト株式会社
本州事業部 長島山林事務所

届出人氏名 所 長 西尾 昇 印



次のとおり森林の立木を間伐のため伐採したいので、森林法第 34 条の 3 第 1 項（第 44 条において準用する同法第 34 条の 3 第 1 項）の規定により届け出ます。

保安林（保安施設地区）指定の目的 : 水源の涵養

森林の所在場所					伐採 樹種	伐採しよう とする 立木の年齢	間伐立 木材積 (m3)	伐採箇所 の面積 (ha)	間伐 方法	伐 採 の 期 間	森林施 業計画 の有無	計画林班 (社内林班)
市 郡	町 村	大 字	字	地 番								
北 牟 婁 郡	紀 北 町 紀 伊 長 島 区	島 原	南 又	1911	ヒノキ	38	129	1.9400	単木	自H21.5.7 至 H22.3.31	有	4-1 48-ア-4
					ヒノキ	22	124	3.7200	単木	自H21.5.7 至 H22.3.31	有	4-3 48-イ-3
				1	ヒノキ	28	261	5.7300	単木	自H21.5.7 至 H22.3.31	有	6-15 50-イ-4
					ヒノキ	28	32	0.7000	単木	自H21.5.7 至 H22.3.31	有	6-16 51-イ
					ヒノキ	26	83	2.0300	単木	自H21.5.7 至 H22.3.31	有	9-4 53-ア-5
					スギ・ ヒノキ	53	579	5.8700	単木	自H21.5.7 至 H22.3.31	有	14-7 58-イ-1
計							1,208	19.9900				

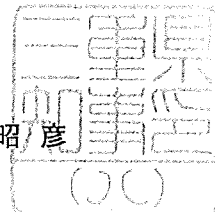
保安林内間伐計画の適合通知書

尾農環第8699号

平成21年9月16日

三井物産フォレスト株式会社
本州事業部 長島山林事務所長 様

三重県知事 野呂 昭彦



平成21年9月10日付けで提出のありました保安林内間伐届出書に記載された間伐計画は、当該保安林に係る指定施業要件に適合すると認められるので通知します。

伐採箇所の所在					間伐箇所 面積(ha)	間伐 方法	間伐齢	間伐 樹種	間伐期間
市・郡	町・村	大字	字	地番					
北牟婁郡	紀北町	紀伊長島 区島原	南又	1911-1	8.00	単木	66	スギ・ヒノキ	H21.10.1 ~ H22.3.31
北牟婁郡	紀北町	紀伊長島 区島原	南又	1911-1	0.10	単木	54	ヒノキ	H21.10.1 ~ H22.3.31

事務担当 尾鷲農林水産商工環境事務所
森林・林業室 森林保全課 津田 修
TEL 0597-23-3502 FAX 0597-23-0841

保安林（保安施設地区）内間伐届出書

平成 21 年 9 月 10 日

三重県知事 殿

住 所 北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島 2664-53
三井物産フォレスト株式会社
本州事業部 長島山林事務所

届出人氏名 所 長 西尾 昇 印

次のとおり森林の立木を間伐のため伐採したいので、森林法第 34 条の 3 第 1 項（第 44 条において準用する同法第 34 条の 3 第 1 項）の規定により届け出ます。

保安林（保安施設地区）指定の目的 : 水源の涵養

森林の所在場所					伐採 樹種	伐採しよう とする 立木の年齢	間伐立 木材積 (m3)	伐採箇所 の面積 (ha)	間伐 方法	伐 採 の 期 間	森林施 業計画 の有無	計画林班 (社内林班)
市 郡	町 村	大 字	字	地 番								
北 牟 婁 郡	紀 北 町 紀 伊 長 島 区	島 原	南 又	1911	スギ・ ヒノキ	66	925	8.0000	単木	自H21.10.1 至H22.3.31	有	2-7 46-ア-3
					ヒノキ	54	9	0.1000	単木	自H21.10.1 至H22.3.31	有	3-3 47-ア-4
				1								
計							934	19.9900				

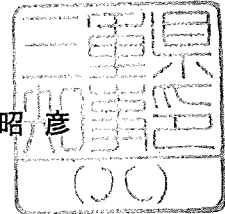
保安林内間伐計画の適合通知書

尾農環第8764号

平成22年3月30日

三井物産フォレスト株式会社
本州事業部 長島山林事務所長 様

三重県知事 野呂 昭彦



平成22年3月18日付けで提出のありました保安林内間伐届出書に記載された間伐計画は、当該保安林に係る指定施業要件に適合すると認められるので通知します。

伐採箇所の所在					間伐箇所 面積(ha)	間伐 方法	間伐齢	間伐 樹種	間伐期間
市・郡	町・村	大字	字	地番					
北牟婁郡	紀北町	紀伊長島区島原	南又	1911-1	1.76	単木	39	ヒノキ	H22.4.8~ H23.3.31
北牟婁郡	紀北町	紀伊長島区島原	南又	1911-1	1.36	単木	39	ヒノキ	H22.4.8~ H23.3.31
北牟婁郡	紀北町	紀伊長島区島原	南又	1911-1	1.00	単木	70	スギ	H22.4.8~ H23.3.31
北牟婁郡	紀北町	紀伊長島区島原	南又	1911-1	1.24	単木	53	スギ	H22.4.8~ H23.3.31
北牟婁郡	紀北町	紀伊長島区島原	南又	1911-1	0.25	単木	52	ヒノキ	H22.4.8~ H23.3.31
北牟婁郡	紀北町	紀伊長島区島原	南又	1911-1	6.26	単木	25	ヒノキ	H22.4.8~ H23.3.31
北牟婁郡	紀北町	紀伊長島区島原	南又	1911-1	2.90	単木	24	スギ・ヒノキ	H22.4.8~ H23.3.31
北牟婁郡	紀北町	紀伊長島区島原	南又	1911-1	6.53	単木	26	ヒノキ	H22.4.8~ H23.3.31
北牟婁郡	紀北町	紀伊長島区島原	南又	1911-1	2.40	単木	24	ヒノキ	H22.4.8~ H23.3.31
北牟婁郡	紀北町	紀伊長島区島原	南又	1911-1	3.57	単木	54	スギ・ヒノキ	H22.4.8~ H23.3.31
北牟婁郡	紀北町	紀伊長島区島原	南又	1911-1	0.24	単木	20	スギ	H22.4.8~ H23.3.31
北牟婁郡	紀北町	紀伊長島区島原	南又	1911-1	0.97	単木	20	スギ・ヒノキ	H22.4.8~ H23.3.31

事務担当 尾鷲農林水産商工環境事務所
森林・林業室 森林保全課 津田 修
TEL 0597-23-3502 FAX 0597-23-0841

保安林（保安施設地区）内間伐届出書

平成 22 年 3 月 18 日

三重県知事 殿

住 所 北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島 2664-53
三井物産フォレスト株式会社
本州事業部 長島山林事務所

届出人氏名 所 長 西尾 昇 印

次のとおり森林の立木を間伐のため伐採したいので、森林法第 34 条の 3 第 1 項（第 44 条において準用する同法第 34 条の 3 第 1 項）の規定により届け出ます。

保安林（保安施設地区）指定の目的：水源の涵養

森林の所在場所					伐採 樹種	伐採しよう とする 立木の年齢	間伐立 木材積 (m3)	伐採箇所 の面積 (ha)	間伐 方法	伐 採 の 期 間	森林施 業計画 の有無	計画林班 (社内林班)
市 郡	町 村	大 字	字	地 番								
北 牟 婁 郡	紀 北 町 紀 伊 長 島 区	島 原	南 又	1911	ヒノキ	39	116	1.7600	単木	自H22.4.8 至 H23.3.31	有	1-3 (45-ウ-8)
					ヒノキ	39	90	1.3600	単木	自H22.4.8 至 H23.3.31	有	3-1 (47-ア-12)
					スギ	70	130	1.0000	単木	自H22.4.8 至 H23.3.31	有	3-2 (47-ア-3-1)
					スギ	53	134	1.2400	単木	自H22.4.8 至 H23.3.31	有	3-4 (47-ア-1)
					ヒノキ	52	23	0.2500	単木	自H22.4.8 至 H23.3.31	有	3-5 (47-ア-8)
					ヒノキ	25	232	6.2600	単木	自H22.4.8 至 H23.3.31	有	3-6 (47-ア-2)
					スギ・ヒノキ	24	102	2.9000	単木	自H22.4.8 至 H23.3.31	有	3-7 (47-ア-9)
					ヒノキ	26	255	6.5300	単木	自H22.4.8 至 H23.3.31	有	4-2 (48-ウ-1)
					ヒノキ	24	84	2.4000	単木	自H22.4.8 至 H23.3.31	有	4-5 (48-ア-9)
					スギ・ヒノキ	54	355	3.5700	単木	自H22.4.8 至 H23.3.31	有	11-3 (55-ウ-1)
					スギ	20	7	0.2400	単木	自H22.4.8 至 H23.3.31	有	14-4 (58-ア-1)
					スギ・ヒノキ	20	28	0.9700	単木	自H22.4.8 至 H23.3.31	有	15-3 (59-イ-1)
計							1,556	28.4800				